

パスポート(旅券)申請案内

三重県

令和3年度版

令和4年4月版

(全国書き替え)

この案内では、次の場合の**新規**申請手続についてご案内しています。

- ① 旅券を初めて申請する場合
- ② 前回の旅券の期限が切れたので申請する場合
- ③ 旅券の有効期間が1年未満になったので切替申請する場合
- ④ 有効期間が1年以上あるが、記載事項に変更があるので切替申請する場合
記載事項変更申請については、旅券窓口へ事前にお問い合わせください。
- ⑤ 有効期間が1年以上あるが、査証欄がいっぱいになったので切替申請する場合

- ① 旅券を初めて申請する場合(前回の旅券の期限が切れている場合も含む)
- ② 旅券の記載事項(氏名等)に変更が生じたため申請する場合
- ③ 旅券の有効期間の残存が1年未満の場合、2年未満の場合切替申請する場合
残存が1年以上あるが切替を希望する場合は、事前に旅券窓口へお問い合わせください。

有効な旅券を紛失、焼失、または盗まれた場合は、失効手続が必要です。事前には三重県で申請できるのは、三重県内に住民登録している方です。

ただし、名張市・志摩市に住民登録のある方は、それぞれの市役所で申請してください。
* 県外に住民登録がある方で県内に居住している学生、単身赴任者等は、三重県で申請できる場合も

必要な書類	注意
<p>1 一般旅券発給申請書 1通</p> <p>2 戸籍抄本または謄本 1通 (全部事項証明書または個人事項証明書) 記載内容が最新で、6ヶ月以内発行のもの 家族で同時に申請する場合は、戸籍謄本を1通提出してください。</p>	<p>・10年用と5年用があります。未成年は10年用の申請書です。</p> <p>・有効期間内に切り替える場合で、氏名・本籍地の都道府県が異なる場合は、氏名・本籍地の都道府県名に変更があった方は、変更の経緯を確認できる戸籍抄(謄)本が必要です。(除籍抄(謄)本、原戸籍抄(謄)本が必要になる場合もあります。)</p> <p>・戸籍抄(謄)本は、本籍地の市町村で発行されます。</p>
<p>3 写真 2以上 1枚</p> <p>6ヶ月以内に撮影したもの。(単位:ミリ) 裏面下段に氏名を記入し 申請書に貼らずにお持ちください。</p>	<p>(規格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正面向き、無帽、無背景(影を含む)、フチなしで申請者本人のみが撮影されたもの。 ・写真のサイズ 縦 45ミリ × 横 35ミリ ・顔の大きさ 頭頂からあごの先までの長さ 32ミリ~36ミリ ・上部余白 2ミリ~6ミリ ・カラー写真でもモノクロ写真でも可 <p>(撮影時の注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボックスでの自動写真やデジタルカメラの写真は、規格を満たさないことが多いのでご注意ください。 ・メガネをかけている方は、照明の反射、フレームが目にかかる、度が強く顔が歪んで見えるなどの理由で撮り直しとなることが多いので、メガネをはずして撮影することをお勧めします。 ・前髪や前髪の影が目にかかっていると、撮り直しとなるので、ご注意ください。 ・色付き又は瞳の寸法や形状を変更するコンタクトレンズを着用しているものは不可。 <p>不適当な写真については、4ページをご覧ください。</p> <p>(その他注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する写真は1枚ですが、写真に汚れやキズがあった場合は差し替えをお願いすることがありますので、撮影した写真はすべてお持ちください。 ・パスポートの写真は、海外で自分自身を証明する大変重要なものです。 ・パスポートのICチップに、写真情報が記録されます。 ・ことばや文化の違う外国でのトラブルを避けるためにも、規格に合った適切な写真の提出をお願いします。
<p>4 本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原本で有効なもの。コピーは不可。 ・氏名(漢字・ふりがな)、生年月日、性別、現住所、本籍地が戸籍や住基ネットの記載内容と一致しているもの。 ・一致していない場合は、事前に発行官庁で訂正を受けてください。 <p>* 右欄の書類が提示できない方は、必ず事前にご相談ください。</p> <p>* 代理提出の場合は、申請者本人と代理人、それぞれの本人確認書類が必要です。 * 代理人は、申請者本人の本人確認書類の原本を預かってきてください。</p>	<p>① 1点でよいもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本国旅券(有効なもの) ○運転免許証 ○船員手帳 ○住基カード(写真付きのみ) ○海技免状 ○戦傷病者手帳 ○電気工事士免状 ○猟銃・空気銃所持許可証 ○宅地建物取引士証 ○無線従事者免許証 ○官公庁職員身分証明書(写真付きのもの) ○写真付身体障害者手帳(写真貼替防止がなされているもの) ○個人番号カード(マイナンバーカード)*ただし個人番号(マイナンバー)通知カードは不可。 <p>② 2点必要なもの(①+①または①+②)。②だけの2点は不可。 * ②には基礎年金番号通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証(国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証を含む。) ○年金証書又は年金手帳(国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書) ○印鑑登録証明書(6ヶ月以内に発行されたもの)及び登録印(実印) ○介護保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 <p>○学生証(写真付きのもの) ○会社・団体の職員証(写真付きのもの) ○期限の切れた日本国旅券</p> <p>* 乳幼児、小学生、中学生の方は、本人の健康保険証と親権者の本人確認書類①又は②の中から1点提示してください。(ただし、本人と発行元が同じ健康保険証は不可。)</p> <p>* 中学生の方は、本人の健康保険証と生徒手帳でも結構です。</p>
<p>5 以前に取得した旅券(最後に受け取った旅券)</p>	<p>・有効な日本国旅券をお持ちの方は、必ず提出してください。(残りの期間は切り捨てになります。)</p> <p>・期限切れの旅券や帰国のための渡航書をお持ちの方は持参してください。</p>
<p>6 その他</p>	<p>・住民票は、住基ネットで検索しますので、原則不要ですが、住所又は氏名の変更直後等に申請する場合は、提出してください。</p>

申請についてのご注意

代理提出	申請書は事前にご用意ください。
	①申請書は、代理の方でも提出できます。(受取は必ず本人です。) ()内文字を太字に ※代理提出者…申請者本人に代わって申請内容が確実に伝達できる方
	②紛失による失効手続、損傷切替申請、居所申請、刑罰等関係該当者の申請、帰国証明書による帰国者、過去に申請して受け取らなかった方の申請は、代理提出はできません。
	③申請書は、申請者ご本人が記入してください。(記入漏れ、記入誤りがないようご注意ください。)
	④申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」の「申請者記入欄」は申請者本人が、「引受人記入欄」は代理人がそれぞれ記入してください。
	⑤本人確認書類は、 原本 を代理人に預けてください。また、代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)も必要です。
	⑥「非へボン式表記」、「別名併記」、「長音表記」を希望する方は、申請書裏面の「旅券面の氏名表記」を申請者本人が必ず記入してください。また、疎明資料が必要な場合がありますので事前にご相談ください。 ⑦一度に6件以上の代理提出をするときは、予め予約をしてください。
未成年者	申請日に ¹⁸ 20歳未満の方の申請について 注： ¹⁸ 20歳の誕生日の前日に満 ¹⁸ 20歳となります。 ①申請書裏面の「法定代理人署名欄」に親権者(父または母)あるいは法定後見人の署名が必要です。 ②親権者等が遠隔地に在住で申請書に直接署名できないときは、親権者本人が署名した「同意書」とその郵送封筒とともに提出してください。(同意書は指定様式です。ホームページからダウンロードできます。)
有効旅券所持者	次に該当するときは新たな旅券に切替できますが、旅券番号は変わります。(残りの有効期限は切り捨てとなります。) ①旅券の残り有効期間が1年未満のとき ②査証欄の余白が少なくなったとき(査証欄は1冊につき1回だけ増補ができます。) ③旅券を損傷したとき(必ず本人申請です。代理提出はできません。)
記載事項変更	結婚や転籍等により、氏名や本籍地の都道府県名等、旅券の記載事項に変更があったとき。 ①「新規の旅券(5年または10年)」を申請されるか、「記載事項変更旅券」を申請されるかのいずれかを選択してください。 ②記載事項変更申請の場合の新しい旅券の有効期間は、現在お持ちの旅券の有効期間までとなります。ただし、旅券番号は変わります。詳細については、旅券窓口にお問い合わせください。

受取についてのご注意

- 1 旅券は申請した窓口へ本人が受取に来てください(代理は不可)。
- 2 申請時に本人が記入した「センター交付申出書」を提出して、三重県旅券センターで受け取ることができます。
(名張市・志摩市に住民登録のある方はできません)
申出書は旅券の窓口及び市役所・町役場の戸籍の窓口で配布しています。
- 3 手数料 受取時に**収入印紙**と**三重県収入証紙**で納付してください。
年齢は誕生日の前日に1年加算されますので、12歳の誕生日の前日に申請する場合の手料金は11,000円です。

種類	申請日現在の満年齢	収入印紙	三重県収入証紙	合計
10年間有効の数次旅券	¹⁸ 20歳~	14,000円	2,000円	16,000円
5年間有効の数次旅券	12歳~	9,000円	2,000円	11,000円
5年間有効の数次旅券	0歳~11歳	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券		4,000円	2,000円	6,000円

② 次のいずれかに該当する場合は申請等は代理提出はできません。
本人が窓口にお越しください。

- ・紛失、盗難または滅失の届出
- ・損傷による切替申請
- ・居所申請(三重県内に住民票がない方の申請)
- ・刑罰等関係に関する事項に該当する方の申請
- ・帰国証明書記入国マシの方の申請
- ・過去の過去に申請した旅券を受け取るに当たっての方の申請

(全額自己負担)

(全て自己)